

## はじめに

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「法人」という。）は、法人の中期目標期間（平成16年度～平成21年度）の業務において、国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第34条第1項の規定に基づく「中期目標に係る業務の実績に関する評価」の基本をなすものとして、文部科学省国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）の評価を受けることとなっています。

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）では、国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第34条第2項の規定に基づき、文部科学省の国立大学法人評価委員会から要請を受けて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間（平成16年度～平成21年度）の業務実績評価のうち、教育研究の状況についての評価を実施しました。

平成16年度から19年度までの4年間の教育研究の状況についての評価は、その評価結果を、法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期中期目標・中期計画の策定に資するとともに、次期中期目標期間における運営費交付金の算定に反映させることができるようにするため、第1期中期目標期間終了に先立って平成20年度に実施しました。

その後、第1期中期目標期間終了後に教育研究の状況についての評価結果を確定させるため、平成20年度及び21年度の事業の実施状況を踏まえて、先に実施した平成16～19年度の評価結果を変更する必要性の確認を基本として評価を実施しました。

機構が実施する教育研究の状況についての評価は、教育研究の特性や法人の運営の自主性・自立性に配慮しつつ、法人の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するものです。さらに、評価に関する一連の過程を通じて、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たすものです。

この評価報告書が、法人の教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、各法人が取り組んでいる教育研究活動等について、広く国民の皆様の理解と支持を得るための一助となることを期待します。

また、このたびの公表に際して、教育研究の状況についての評価に種々ご協力いただいた評価者並びに法人の関係各位に感謝申し上げますとともに、今後とも、機構の大学等の評価に関する事業にご理解とご支援いただきますよう、よろしくお願いいたします。